特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設に係る指定管理者候補者の選定について

特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

１　施設の概要

⑴　施設名及び主たる施設の所在地

ア　特定環境保全公共下水道

(ｱ)　和田水資源再生センター　　広島市佐伯区湯来町大字和田２９３番

イ　農業集落排水処理施設

(ｱ)　戸山農業集落排水処理施設　　広島市安佐南区沼田町大字阿戸２４５９番１
(ｲ)　井原農業集落排水処理施設　　広島市安佐北区白木町大字井原７１４２番６
(ｳ)　市川農業集落排水処理施設　　広島市安佐北区白木町大字小越１４５９番４
(ｴ)　井原高南農業集落排水処理施設　　広島市安佐北区白木町大字秋山９６２番
(ｵ)　三田農業集落排水処理施設　　広島市安佐北区白木町大字三田１００００３番
(ｶ)　上三田農業集落排水処理施設　　広島市安佐北区白木町大字三田７６３２番３
(ｷ)　下三田農業集落排水処理施設　　広島市安佐北区白木町大字三田４４６０番１
(ｸ)　須沢農業集落排水処理施設　　広島市安佐北区白木町大字三田９４９２番
(ｹ)　小河内農業集落排水処理施設　　広島市安佐北区安佐町大字小河内２７３２番２
(ｺ)　阿戸農業集落排水処理施設　　広島市安芸区上瀬野町１０３６６番７９
(ｻ)　太田部農業集落排水処理施設　　広島市佐伯区湯来町大字下１１１９９番２
(ｼ)　鹿ノ道農業集落排水処理施設　　広島市佐伯区湯来町大字白砂２００１番１
(ｽ)　桐農業集落排水処理施設　　広島市佐伯区湯来町大字白砂７７６番１

⑵　設置目的

市街化区域外における生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

２　選定（非公募）の概要

⑴　指定管理者候補者名

一般財団法人広島市都市整備公社（広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号）

⑵　非公募理由

対象の施設は市民生活に直結したインフラ施設であることから住民に安定したサービスを提供する必要があり、指定管理者には多数の施設を安定的に維持管理するとともに、良好な処理水質を確保することが求められる。

このことから、下水処理施設の運転管理を安定的に行うノウハウ及び人材を有し、災害時には本市と密接に連携を図りながら、応急対策や復旧対応を迅速・的確に行うことができる一般財団法人広島市都市整備公社を非公募により指定管理者とする。

なお、管理に当たっては特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理場等を一元的に管理することにより、維持管理の効率化を図ることができることから、これらの施設をまとめて一つの指定単位とする。

３　広島市下水道局指定管理者指定審議会委員

役職	職名	氏名
会長	下水道局長	小笹山　秀夫
副会長	下水道局次長	安部　真一
委員	水道局長	桝原　茂
委員	下水道局管理部長	小田　憲吾
委員	下水道局施設部長	小林　崇宏
委員	水道局次長	八島　知子

4　審査の概要

⑴　審査の方式

広島市下水道局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

⑵　評価基準

評価項目

評　価　項　目
【1　市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ①　利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ②　障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2　施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 事業計画書が、施設の設置目的に沿ったものになっているか。
【3　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ①　団体の経営は安定しているか。 ②　市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③　個人情報等の管理体制は適正か。 ④　緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤　サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4　管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注)　上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

5　審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**一般財団法人広島市都市整備公社**を指定管理者候補者として選定した。

申　　請　　者	一般財団法人広島市都市整備公社
評　価　項　目　1	適
評　価　項　目　2	適
評　価　項　目　3	適
評　価　項　目　4	適
◎　指定管理料上限額 １３億４，９６８万円 ◎　指定管理料提案額 １３億４，９６８万円	

※　指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は１０％で算出している。

6　指定期間

令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

参　考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

＜指定管理者候補者となった一般財団法人広島市都市整備公社の取組状況＞

確　認　項　目			取組状況	備　考
障害者雇用率の達成	①　障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.5%）】		達成 (3.66%)	障害者の雇用義務有り
	②　過去２年度分の障害者雇用納付金を１年度分でも過去に滞納していた場合		非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得		有 (ｴｺｱｸｼｮﾝ 21)	
男女共同参画・子育て支援の推進	①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務有り
	②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定		無	
	③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済	策定義務有り
	④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定		無	
地域貢献度	①　広島市内に、	本店がある場合	該当	
		本店がなく支店がある場合	―	
		その他事業所等がある場合	―	
	②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	８割以上の場合	該当	
		５割以上で８割未満の場合	―	
		２割以上で５割未満の場合	―	